

事務連絡  
令和5年2月21日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

## 消防庁予防課

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）第1条の改正規定等の施行に伴う火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について（情報提供）

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防関係手続における電子申請等の導入については、令和4年度中の導入に向けて各消防本部における取組を推進いただいているところです。

今般、「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について」（令和5年2月21日付け消防予第59号。以下「公布通知」という。）でお知らせした様式の改正に伴う火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項をとりまとめましたので、下記を踏まえて必要な対応をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 マイナポータル「ぴったりサービス」における対応について
  - (1) 公布通知の第一、3に記載された統合を行う様式（以下「統合様式」という。）以外の様式で、標準様式を用いている場合は、マイナポータル「ぴったりサービス」上の対応は不要であること。統合様式については、標準様式のまま利用している消防本部を含めて、令和5年4月4日以降に、防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請及び防火対象物・防災管理対象物管理権

原者変更届出の手続の設定を行う必要があること。

- (2) 様式を改正する省令・告示の施行後も、引き続き改正前の様式を使用できる経過措置期間（令和6年3月31日まで）が設けられているため、(1)に記載する対応については、経過措置期間中に実施する必要があること。

- 2 各自治体で独自に構築している電子申請システムにおける対応について  
各自治体で独自に構築している電子申請システム（以下「独自システム」という。）において、改正前の様式を登録している場合は、上記1(2)に記載する経過措置期間中に、改正後の様式を独自システムに改めて登録する必要があること。

（問い合わせ先）

総務省消防庁予防課

担当：米田、中嶋、上野、藤原、原口

TEL：03-5253-7523

MAIL：yobo@soumu.go.jp